

日本共産党市議会議員団 週刊議会報告

発行
日本共産党市議団
岡野長寿
0845-22-2596
魚谷さとる
0848-22-2810

共産党議員団提出「消費税減税」、「国保料を値上げしない」の意見書が採択される

2つの意見書に対する会派・議員の態度

会派	議員名	「消費税減税」	「国保料」
共産党	岡野、魚谷	賛成	賛成
潮風 おのみち	巻幡、村井、新田 前田、石森	賛成	賛成
木曜会	大本、中西、土屋 星野	賛成	賛成
青嵐会	宮地、高本、村上	賛成	賛成
参政党	冠	賛成	賛成
新誠会	藤本、宇根本 新地	賛成	反対
市民連合	山根、檀上、松原 岡田	反対	反対
公明党	福原、岡村、村上	反対	反対
平成会	二宮、佐藤	反対	反対

※敬称略、平成会の吉和議長は採決に加わらず

12月19日、12月議会最終日、意見書の採決が行われ、共産党議員団が提出していた2つの意見書が賛成多数で採択されました。議員の賛否は左表の通りです。

物価高騰がとまらない中で、市民のくらしをいかに支えるかが焦点となった12月議会。共産党議員団は政府のような一回きりの支援策ではなく、制度的な支援策が重要であると論戦を繰り広げました。魚谷議員は一般質問で「今こそ消費税減税を国に求めています」と、岡野議員は「国民健康保険料の引き下げで零細事業者や非正規ワーカーの支援拡大を」と訴えました。共産党議員団は議会での論戦だけでなく、「消費税減税」と「国保料を値上げしない」の2つの意見書を提出していましたが、賛成多数で採択されました。

改正前の市長などの特別職と議員の期末手当・年収一覧

項目	期末手当	年収	退職金	実質年収
市長	248	1624	2000	2124
副市長	206	1348	1360	1688
教育長	180	1175	694	1406
議員	119	778	なし	778

※単位は万円で四捨五入したもの。退職金は市長・副市長は4年、教育長は3年の支給額を示す。

第2の理由は、一般職員の期末手当を増やしたからと、市長らの特別職もあげなければならぬ法的根拠はなく、あくまでも慣例だから、このことも委員会の私の質疑で明らかになりました。

二つ目の反対する議案は、市議会議員の期末手当を0.1ヶ月分あげようとする議案です。反対する理由は、市議会議員は先ほど紹介した特別職と違って退職金はありません。しかし、年収で言えば現在でも77.8万円もあり、一般の家庭と比べて低いものではなく、市長らの特別職と同様にあくまで慣例であるので反対します。賛成する議案の中で、特に問題がある点を指摘をしておきます。それは一般会計補正予算の中の債務負担行為の補正で、県のびんご運動公園内に4000万円かけてスケートボード場を建設するためのものです。びんご運動公園はあくまで県の施設で、市が負担すべきものではありません。しかも、現在は無料なのに、4000万円市が出して新しく施設が整備されたら、利用料が有料になるように、これでは市民の理解を得られないと述べました。

【討論】30議案の内28議案に賛成 市長など特別職と議員の 期末手当を上げる2議案には反対

共産党議員団を代表して討論に立った魚谷さとる議員は、反対する二つの議案についてその理由を次のように述べました。

反対する議案の一つは、市長や副市長など特別職の期末手当を0.1ヶ月分上げようとする議案です。

理由の第一は、市長などの特別職は一般職員と比べ比較にならないほど収入が多く、期末手当を上げる必要がないからです。改正案は、委員会で明らかになったように、現在で

も市長の年収は1624万円、副市長が1348万円、教育長が1175万円もあります。これらに0.1ヶ月分を上乗せしようとするものです。

これに加えて特別職には退職金があり、市長は4年の任期後の退職金が2000万円で、実質年収は2124万円にもなる。同様に副市長は退職金が1360万円で、実質年収は1688万円、同様に教育長は3年で退職金が694万円、実質年収は1406万円にもなる。こう考えると、決して期末手当をあげる必要はない。

二つ目の反対する議案は、市議会議員の期末手当を0.1ヶ月分あげようとする議案です。反対する理由は、市議会議員は先ほど紹介した特別職と違って退職金はありません。しかし、年収で言えば現在でも77.8万円もあり、一般の家庭と比べて低いものではなく、市長らの特別職と同様にあくまで慣例であるので反対します。賛成する議案の中で、特に問題がある点を指摘をしておきます。それは一般会計補正予算の中の債務負担行為の補正で、県のびんご運動公園内に4000万円かけてスケートボード場を建設するためのものです。びんご運動公園はあくまで県の施設で、市が負担すべきものではありません。しかも、現在は無料なのに、4000万円市が出して新しく施設が整備されたら、利用料が有料になるように、これでは市民の理解を得られないと述べました。

理由の第1は、市長などの特別職は、一般職員と比べ比較にならないほど収入が多いので、期末手当を上げる必要がないからです。そしてもう一つの議案は、市議会議員も同様に期末手当を0.1ヶ月分引き上げようとするものです。当を0.1ヶ月分引き上げようとするものです。

議案中、人事院勧告に基づいて、市役所の職員の期末、手当などをあげようとするものである議案第152号には、私どもは賛成しました。

しかし、議案第153号は、委員会でも明らかになったように、議案通りに支給されれば、今月8日に既に支給された期末手当、市長で言えば約248万円の上に約11万円を、副市長で言えば約206万円の上に約9万円を、教育長で言えば約180万円の上に約8万円を支給しようとするものです

そうすると1年間の年収は、市長が約1636万円、副市長が約1357万円、教育長が約1183万円になります。

さらに考えなければならないことは、これに加えて退職金があることです。市長は△年の任期後の退職金が約2000万円支払われ、これを△年間にすると約500万円です、これを考えると約2136万円にもなります。同様に副市長は△年間の退職金が約1360万円です、これを考えた年収は約1697万円です。同様に教育長は任期が△年で退職金が約694万円です、これを考えた年収は約1414万円にもなります。このように考えますと、決して期末手当をあげる必要はありません。

第2の理由は、一般職員の期末手当月数を増やしたからと、市長らの特別職もあげなければならない法的根拠はなく、あくまでも慣例だからです。

このことも委員会の私の質疑で明らかになりました。物価高で厳しい状況に置かれている市民のことを考えるならば、いくら慣例だとはいえ市長は提案者としてこの条例改正案は出すべきではなかったと考えるものです

次に、議案第154号は私ども議員の期末手当を0.1ヶ月分あげようとするものです。

反対する理由ですが、私ども議員は先ほど紹介した特別職と違って退職金はありません。しかし、年収で言えば現在でも778万円あり、一般の家庭と比べて低いものではなく、市長らの特別職と同様にあくまで慣例であります。

物価高に見舞われている市民の暮らしを考えて反対するものです。

以上が反対する議案の討論です

賛成する議案の中で、特に指摘をしておかなければならない点について述べます

それは議案124号の一般会計補正予算、第5号の債務負担行為の補正で、びんご運動公園、アーバンスポーツ施設整備事業、4000万円についてです。

これは、県の施設であるびんご運動公園内に建設する予定のスケートボード場に対する40

00万円の支出です。びんご運動公園は、あくまで県の施設であり、古くなったスケートボード場の新たな建設費に4000万円かかるからと言って、市が負担すべきものではありません。その上、担当課に確認すると、現在のスケートボード場は、無料で利用できるのに、新しくできるびんご運動公園内のスケートボード場は有料になるとのことでした。市が4000万円もお金を出すのに、有料になるとはおかしなことですし、市民、特にスケートボード利用者の理解は得られないことを指摘して、日本共産党市議会議員団の討論とします。